

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年 11月 13日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 3件

**國民年金關係** 1件

**厚生年金保険關係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900065 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900009 号

## 第1 結論

昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの請求期間及び昭和 61 年 12 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 61 年 12 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 56 年 12 月に A 社を退職した後、すぐに B 市 C 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、D 銀行（現在は、E 銀行）F 支店で国民年金保険料を納付した。また、昭和 61 年 12 月に G 社を退職した後、すぐに B 市 C 区役所の窓口で国民年金への切替手続を行い、送付されてきた納付書により、D 銀行 F 支店で国民年金保険料を納付した。私の性格上、納付書が来れば必ず払っていると思うので、請求期間を国民年金の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和 56 年 12 月に A 社を退職した後、すぐに B 市 C 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、平成元年 8 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、所有している年金手帳はこれまでに 1 冊のみであると陳述しているところ、請求者の戸籍謄本によると、請求期間①は、婚姻前の期間であることが確認できるが、当該年金手帳の最初の住所欄（通常、国民年金の加入手続時に市区町村が記載するもの）には、婚姻後の住所が記載されていることから、当該手帳において婚姻前に加入手続が行われた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により、D 銀行 F 支店で納付したと主張しているが、請求者は納付金額や納付頻度を具体的には覚えていない上、B 市 C 区は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、前述の推認される加入手続時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、昭和 61 年 12 月に G 社を退職した後、すぐに B 市 C 区役所の窓口で国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続時期は、平成元年 8 月頃と推認されることから、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により、D 銀行 F 支店で納付したと主張しているが、納付金額や納付頻度を具体的には覚えていない上、B 市 C 区は、請求者に係る保険料の納付状況を確認できる資料について、保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、請求期間②のうち、昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

- 3 また、請求者の主張どおり請求期間①及び請求期間②のうち昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900061 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900036 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 6 月頃から平成 28 年 6 月 4 日まで

私は、請求期間について、A社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答及び請求者から提出された給料支払明細書（写）、給与明細書（写）又は給与支払明細書（写）並びに請求者の雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は請求期間に同社に勤務（会社設立前の準備期間を含む）していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録並びに年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険新規適用届（写）及び事業所記号簿（写）によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 29 年 9 月 11 日であり、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、請求期間について、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答しているところ、請求者から提出された平成 11 年 10 月分から平成 28 年 5 月分まで（平成 25 年 11 月分及び平成 27 年 5 月分を除く。）の給料支払明細書（写）、給与明細書（写）又は給与支払明細書（写）において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 29 年 9 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、同年 9 月より前から勤務していたが、同月よりも前の期間については給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間を含む昭和 61 年 4 月 1 日から平成 18 年 6 月 4 日まで国民年金の被保険者であり、その大半の期間について、国民年金保険料を納付

していることが確認できる。

また、請求者が請求期間当時から居住しているB市の回答により、請求者が請求期間を含む平成3年6月30日から平成29年10月2日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900066号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（脱）第1900005号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和43年11月13日から昭和44年1月10日までの期間については、脱退手当金を受給していない間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月6日から昭和44年1月10日まで

支給済期間 : ① 昭和38年3月6日から昭和42年10月11日まで  
② 昭和43年11月13日から昭和44年1月10日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間のうち、支給済期間②のA社についても脱退手当金が支給済みとなっている。

しかしながら、私は支給済期間①については、脱退手当金を受給したことを記憶しているが、A社の期間については、脱退手当金を受給していないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が脱退手当金を受給したことを認めている支給済期間①と受給していないとする支給済期間②は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、i) 支給済期間②のA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、支給済期間①と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できること、ii) 支給済期間①と支給済期間②とを計算の基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないことを踏まえると、支給済期間②についても支給済期間①と併せて受給したと考えるのが自然である。

また、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、支給済期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。